

## 営業許可申請手数料一覧（新規）

渋谷区保健所・令和3年6月1日現在

営業の種類	額
飲食店営業	18,300
飲食店営業（移動・臨時）	5,600
調理自動販売機	7,200
食肉販売業	11,500
魚介類販売業	11,500
魚介類競り売り営業	25,200
集乳業	11,500
乳処理業	25,200
特別牛乳搾取処理業	25,200
食肉処理業	25,200
食品の放射線照射業	25,200
菓子製造業	16,800
アイスクリーム類製造業	16,800
乳製品製造業	25,200
清涼飲料水製造業	25,200
食肉製品製造業	25,200
水産製品製造業	19,200
冰雪製造業	25,200
液卵製造業	13,200
食用油脂製造業	25,200
みそ又はしょうゆ製造業	19,200
酒類製造業	19,200
豆腐製造業	16,800
納豆製造業	16,800
麺類製造業	16,800
そうざい製造業	25,200
複合型そうざい製造業	35,200
冷凍食品製造業	25,200
複合型冷凍食品製造業	35,200
漬物製造業	13,200
密封包装食品製造業	19,200
食品の小分け業	16,800
添加物製造業	25,200

## 営業許可申請手数料一覧（継続新規）①

渋谷区保健所・令和3年6月1日現在

改正前の営業の種類	改正後の営業の種類	額
飲食店営業	飲食店営業	8,900
	そうざい製造業	8,900
飲食店営業（移動・臨時）	飲食店営業（移動・臨時）	2,700
飲食店営業（自動販売機）	調理自動販売機	5,100
喫茶店営業	飲食店営業	5,700
喫茶店営業（自動販売機）	調理自動販売機	5,100
菓子製造業	飲食店営業	8,400
	菓子製造業	8,400
	食品の小分け業	8,400
菓子製造業（移動・臨時）	飲食店営業（移動・臨時）	2,700
あん類製造業	菓子製造業	8,400
	食品の小分け業	8,400
アイスクリーム類製造業	飲食店営業	8,400
	アイスクリーム類製造業	8,400
乳処理業	乳処理業	12,600
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	12,600
乳製品製造業	乳製品製造業	12,600
	食品の小分け業	8,400
集乳業	集乳業	5,700
食肉処理業	食肉処理業	12,600
食肉販売業	食肉販売業	5,700
食肉製品製造業	食肉製品製造業	12,600
	食品の小分け業	8,400
魚介類販売業	飲食店営業	5,700
	魚介類販売業	5,700
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	12,600
魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	9,600
	食品の小分け業	8,400
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	12,600
	食品の小分け業	8,400
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	12,600
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	12,600

（注）上記の移行パターンに当てはまらない場合は、新規の料額が適用されます。

## 営業許可申請手数料一覧（継続新規）②

渋谷区保健所・令和3年6月1日現在

改正前の営業の種類	改正後の営業の種類	額
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	8,400
	乳製品製造業	8,400
	清涼飲料水製造業	8,400
冰雪製造業	冰雪製造業	12,600
食用油脂製造業	食用油脂製造業	12,600
	食品の小分け業	8,400
マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	12,600
	食品の小分け業	8,400
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	9,600
	食品の小分け業	8,400
醤油製造業	みそ又はしょうゆ製造業	9,600
	食品の小分け業	8,400
ソース製造業	密封包装食品製造業	9,600
酒類製造業	酒類製造業	9,600
豆腐製造業	豆腐製造業	8,400
	食品の小分け業	8,400
納豆製造業	納豆製造業	8,400
	食品の小分け業	8,400
めん類製造業	麺類製造業	8,400
	食品の小分け業	8,400
そうざい製造業	そうざい製造業	12,600
	食品の小分け業	8,400
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	9,600
添加物製造業	添加物製造業	12,600
つけ物製造業	漬物製造業	7,800
	食品の小分け業	7,800
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	7,800
	食品の小分け業	7,800
調味料等製造業	密封包装食品製造業	7,800
魚介類加工業	水産製品製造業	7,800
	食品の小分け業	7,800
液卵製造業	液卵製造業	7,800

(注) 上記の移行パターンに当てはまらない場合は、新規の料額が適用されます。